

口蹄疫とは

農林水産部畜産課

「口蹄疫」は、牛・豚・めん山羊など偶蹄類（蹄が二つある動物）のみに感染する極めて伝染力の強いウイルスによる病気で、日本では海外悪性伝染病に指定されています。

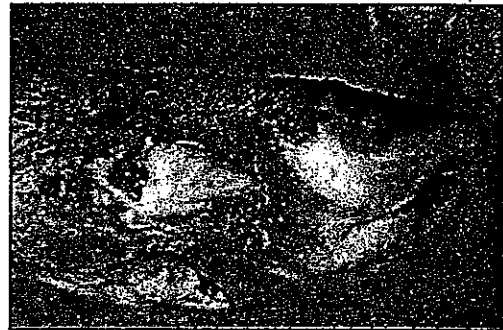
「口蹄疫」は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉を摂取しても人体には影響ありません。

1 発生状況

日本では、2000年に宮崎において92年ぶりに確認されました。世界では、韓国その他に、2007年に英国、2009年に台湾・中国で発生しています。

2 主な症状

- ① 著しい流涎（よだれ）、体重や乳量の減少。
- ② 舌、唇、歯ぐき、ツメの間、乳頭に水疱（みずぶくれ）を形成。
- ③ 水疱は、数日で破れ、ただれたようになる。
- ④ 死亡率は5%程度（幼若な家畜では50%）
- ⑤ ただれた部分に痛みを伴い、採食不能、起立不能から廃用又は死亡するなど経済的被害が甚大なものとなります。



3 感染経路

口蹄疫ウイルスに感染した家畜との接触、汚染された飼料（稲わら）、敷料などすべてのものが感染源となります。

4 予防対策

- ① 口蹄疫を疑う異常家畜を発見した場合、診療獣医師あるいは家畜保健衛生所に連絡すること。
- ② 輸入の稲わら、乾草などの使用は可能な限り避けること。
- ③ 農場、畜舎の出入り時の車両、長靴、作業服などの消毒を十分行うこと。
- ④ 家畜の状態をよく観察すること。
- ⑤ 残飯を給与する場合は、十分加熱すること。
- ⑥ 畜産関係者は、発生地域への農場視察旅行などは避けること。

口蹄疫の疑似患畜の確認及び口蹄疫防疫対策本部の設置について

○本日、宮崎県の農場の飼養牛に、家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に口蹄疫防疫対策本部を設置しました。

○なお、当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛の移動を自粛しています。口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。

○現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

農場の概要

宮崎県児湯郡都農町 繁殖牛農家（繁殖牛 9 頭、育成牛 3 頭、仔牛 4 頭）

経緯

本日未明、宮崎県の農場の飼養牛について、動物衛生研究所で口蹄疫に関する PCR 検査（遺伝子検査）を行ったところ、陽性が確認されました。

この陽性が確認された牛については、専門家の意見を聞き、家畜伝染病予防法に基づく殺処分等の防疫措置の対象となる口蹄疫の疑似患畜と判断しました。

現在、ウイルス分離検査による確定診断を実施しており、ウイルスが分離されれば、家畜伝染病予防法に基づく患畜となります。

なお、当該農場については、感染が疑われるとの報告があった時点で飼養牛の移動を自粛しています。

※ 国内での口蹄疫の発生は、平成 12 年（宮崎県・北海道）以降、確認されていません。

今後の対応

本日、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に赤松農林水産大臣を本部長とする口蹄疫防疫対策本部を設置したところであり、宮崎県とともに今後の防疫措置について、速やかに検討します。

その他

(1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111 (内線 4581)

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

今後の防疫対応について

1 これまでの対応

- ・農林水産部長を議長とした家畜伝染病対策会議の開催。
- ・国のプレスリリースを基に、関係機関に対し、発生の状況を周知したところ。

2 今後の対応

- ・今後、発生農場を中心として、移動制限及び搬出制限が設定される予定。
- ・本日中には、農林水産省の有識者会議で決定される予定だが、国の口蹄疫防疫指針では、基本的には半径10 Kmの範囲における移動制限、半径20 Kmの範囲における搬出制限となっている)
- ・今後、国と協議のうえ、立入検査等により県内における清浄性を確認していくこととしている。
- ・併せて、牛及び豚飼養農家に対して、防疫対策の徹底を周知していく。
- ・また、宮崎県におけるその後の状況については、精力的に情報収集するとともに関係機関に対して情報を提供していく予定。

<防疫対策>

- ・口蹄疫を疑う異常家畜を発見した場合、診療獣医師あるいは家畜保健衛生所に連絡すること。
- ・輸入の稲わら、乾草などの使用は可能な限り避けること。
- ・農場、畜舎の出入り時の車両、長靴、作業服などの消毒を十分行うこと。
- ・家畜の状態をよく観察すること。
- ・残飯を給与する場合は、十分加熱すること。
- ・畜産関係者は、発生地域への農場視察旅行などは避けること。

3 人への影響について

- ・口蹄疫は、ウイルスが原因で起こる牛、豚、羊、山羊などの急性の伝染病であり、人に感染することはない。
- ・また、感染牛の肉が市場に出回ることはないが、仮に感染した動物の乳肉を摂取しても人の健康に影響はない。
- ・しかし、伝染力が強いことから、畜産業に与える影響は非常に大きく、関係者が大きな関心をもたなければならない家畜伝染病のひとつとされている。